

後期高齢者医療制度のお知らせ

# マイナ保険証への切り替えが便利

マイナンバーカードを健康保険証として使用すると、さまざまなメリットがあります。

特定疾病の適用や高額医療費制度の適用が受けられるようになります！

医療機関でより適切な医療が受けられるようになります！  
(※1)

タイムラグなく最新の資格情報で医療機関が受診できます！

使ってみよう！  
マイナ保険証



※1 薬剤情報や特定健診情報等の提供に同意が必要です。

## ★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。

⇒パソコンやスマホ、街中の証明写真機(※2)から申請できます。

※2 証明写真機は申請できるものとできないものがあります。

②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。(※3)

⇒医療機関・薬局の受付(カードリーダー)やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。

※3 利用登録を行っているかどうかは、マイナポータルから確認できます。



マイナポータルのアプリは上記二次元コードからダウンロード可能です。

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56 - 2122

## HOKKAIDO LOVE!

# ひとめぐり号が占冠村を通過します!!

北海道を「ひとめぐり」する周遊列車「HOKKAIDO LOVE!ひとめぐり号」が今年も運行します!

北海道旅行を楽しみに全国から来られる方々をおもてなしするツアー企画です。北海道への愛着を深めていただくためにも、列車を見かけた際には、ぜひ手を振ってお出迎ください。



ラベンダー編成で運行

## 運行スケジュール

札幌発 道央・道東コース《10/18(金)～10/21(月)》

【行程：札幌⇒倶知安⇒帯広⇒網走⇒札幌】

10月19日(土)の倶知安～帯広間の運行の際に、JR占冠駅に5分間(16:32～16:37)停車します。

# 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除対象

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。



## 控除の対象は？

令和6年1月から12月までに納められた **保険料の全額** に納められた



令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子など)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

## 用意するもの(下記のいずれか)

◎社会保険料(国民年金保険料)控除証明書  
◎領収証書

令和6年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書、または領収証書を添付してください。

また、令和6年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

# 年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

ご不明な点はこちらにご相談を!

給付金専用ダイヤル  
☎ 0570 - 05 - 4092  
旭川年金事務所  
☎ 0166 - 25 - 5606

## 対象となる方は？

対象となる方は、年金生活者支援給付金の種類ごとに、以下の支給要件を全て満たしている方です。

### 年齢(補足的年齢)年金生活者支援給付金

- ▶ 65歳以上の年齢基礎年金の受給者である。
- ▶ 同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- ▶ 前年の公的年金等の収入金額(※1)とその他の所得との合計額が878,900円以下である。

※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

### 障害年金・遺族年金生活者支援給付金

- ▶ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者である。
- ▶ 前年の所得(※2)が4,721,000円(※3)以下である。

※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※3 扶養親族等の数に応じて増額となります。

## 請求手続き

### すでに年金を受給されていて、今年度新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方

新たに支給対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます。はがき形式の「年金生活者支援給付金請求書」を記入し提出してください。

### すでに年金生活者支援給付金を受給されている方

年金生活者支援給付金を受け取っている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降のお手続きは原則不要です。

### これから年金を受給される方

年金の裁定請求手続きと併せて、年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行ってください。

住民課戸籍担当 ☎ 56 - 2123